

第4章 太平洋戦争期の日本の政府及び軍のプロパガンダ（宣伝）認識 ー南方作戦の視点からー

立川 京一

はじめに

太平洋戦争中、日本は占領・進駐していた地域において、治安維持、民心安定、軍政への協力獲得等を目的にプロパガンダ（宣伝）を実施している。当時、日本の政府及び軍（主として陸軍）は、プロパガンダをどのように認識し、どのような方針を掲げ、それに基づいてどのような計画を立てて、実施したのであろうか。本稿では、当時の日本の政府及び軍のプロパガンダ（宣伝）に対する認識について、宣伝の定義、目的、特性、対象、位置付け、機関、手段、内容、原則、要諦といった観点から述べる。

プロパガンダ（宣伝）に対する日本の政府及び軍の見解については本論であらためて言及するが、一般的には、例えば、戦前から戦後にかけての著名な宣伝研究者で、慶應義塾大学法学部教授であった米山桂三が書いているように、「宣伝するといふことは、多数の人々の心や観念を、宣伝者の欲するがままに操縦・指導し、結局、多数の人々をして、宣伝者の思ふがままに、行為させること¹⁾」というように考えられていた。

本稿で主に依拠する史料は、北支那方面軍北支那特別警備隊司令部教育隊（甲第一四二一部隊）が作成した「宣伝ノ原則教程草案²⁾」及び陸軍中野学校の卒業生や教官等の関係者を会員とする陸軍中野学校校友会による「秘密戦概論³⁾」である。北支那特別警備隊司令部教育隊は1943年9月20日までに北京で編成された⁴⁾。「宣伝ノ原則教程草案」には作成時期が記されていないため、それを正確に知ることはできないが、おそらくは同教育隊が編成されてからほどない時期であったのではなかろうか。その内容に関しては、後者の「秘密戦概論」と重なる部分が多い。したがって、「宣伝ノ原則教程草案」の内容が、当時の日本陸軍（以下、原則として、日本陸軍を陸軍、日本海軍を海軍と記す。）において特殊ないしは異質であったということはない。むしろ、当時の陸軍においては、宣伝に関して、ある程度、共通の認識が形成されており、「宣伝ノ原則教程草案」もそうした陸軍の共通認識に基づいて作成されたものであると想像し得る。

また、本稿の記述は、上記の史料に加えて、内閣情報部（当時）が1940年に主催した一連の思想戦講習会や思想戦講座での講義を文字に起こして冊子化した講義録⁵⁾にも依拠している。内閣情報部や同部を前身とする情報局等の政府及び軍の宣伝に係る機関については

¹⁾ 米山桂三『思想闘争と宣伝』（目黒書店、1943年）251頁。

²⁾ 甲第一四二一部隊「宣伝ノ原則教程草案」（日付なし）（「防諜、宣伝、諜報、謀略」防衛省防衛研究所蔵）。

³⁾ 陸軍中野学校校友会印刷「秘密戦概論」（日付なし）防衛省防衛研究所蔵。

⁴⁾ 厚生省援護局「北支那方面部隊略歴（その一）」（1961年12月）防衛省防衛研究所蔵、415頁。

⁵⁾ 横溝光暉「思想戦概論（講義要項）」（1940年2月）防衛省防衛研究所蔵；小山栄三「思想戦と宣伝」（思想戦講座第4輯）（内閣情報部「思想戦講座 第1～4輯」〔1940年5月〕防衛省防衛研究所蔵）。

後述するが、思想戦講習会や思想戦講座は政府及び軍において情報、宣伝等の業務に携わる職員を対象とした一種の集合教育であり、各職員の啓蒙と政府及び軍において認識の共有を図ろうとしたものであったと言えよう。

なお、本文中、「プロパガンダ」と「宣伝」は、特に断りを入れない限り、同義語として用いる。また、直接引用部分における旧漢字は新漢字に、カタカナは、外来語や人名、地名、文書名等の固有名詞を除き、平仮名に置き換えた。

1. プロパガンダ（宣伝）の定義、目的、特性、対象、位置付け

「宣伝ノ原則教程草案」は、宣伝を特に謀略の観点から、「口頭、文書其他の手段に依り暗示的に相手の感情と理性とを自己の希望の如く整調（理解と共鳴を求めること）する意図的、計画的行為⁶」と定義している。「秘密戦概論」も、宣伝を「口頭、文書その他の手段を以て、相手側の感情と理性とを自己の希望の如く整調（理解と共鳴を求めること）する行為⁷」と定義している。前者の定義に「意図的、計画的」という語句が見られる点でわずかに異なっているが、両者は概ね同文であり、これが陸軍で共有されていた認識であると言ってよさそうである。

また、「宣伝ノ原則教程草案」は、「何等かの意図を有する者が暗示的方法に依り相手の態度を決定支配し自己の意図の如く対手を思考又は行動せしめる計画的行為⁸」という定義も示している。この定義は、おそらくは理解を得やすくするために先述の定義をやや卑近な用語を用いて言い換えているだけでなく、「行動せしめる」という語を含んでいることから、先述の定義の「整調（理解と共鳴を求めること）」より一步踏み込んだ内容である。この定義は、「はじめに」で紹介した米山の「宣伝するといふことは、多数の人々の心や観念を、宣伝者の欲するがままに操縦・指導し、結局、多数の人々をして、宣伝者の思ふがままに、行為させること⁹」という定義と表現こそ異なるが、意味はほぼ同じである。さらに、「宣伝ノ原則教程草案」は、「多くの場合人為的世論構成の目的を以て主として公共問題に関連する一定の意見の理解と共鳴とを求むるもの¹⁰」という定義も示している。

その目的は、上記の定義では端的に「人為的世論構成」とされているが、別の個所では、「一定の人間集団に対し精神的影響を与へることに依り我に有利なる形勢と雰囲気を醸生せしむる¹¹」ことと、より具体的に述べている。また、その特性について、「宣伝ノ原則教程草案」は、「其の内容は必ずしも事実の真相にのみ限定されず寧ろ所望の認識を与へ得る如く一定の事実を作為して伝達する場合尠なしとせず¹²」と述べ、「秘密戦概論」は、「通常秘

⁶ 甲第一四二部隊「宣伝ノ原則教程草案」第4章1頁。

⁷ 陸軍中野学校校友会印刷「秘密戦概論」25頁。

⁸ 甲第一四二部隊「宣伝ノ原則教程草案」第4章2頁。

⁹ 米山『思想闘争と宣伝』251頁。

¹⁰ 甲第一四二部隊「宣伝ノ原則教程草案」第4章6頁。

¹¹ 同上、第4章2頁。

¹² 同上。この点について、1940年2月に実施された思想戦講習会の講義において、当時、内閣情報部長であった横溝光暉は、「併し乍ら宣伝が相手方の現状に訴へるよりも寧ろ感情を操縦するといふことにな

密裡に行ふことが困難」であり、「行為の結果は概して直に表面化するものである¹³」と指摘している。

その対象は、人であり、個人の場合もあるが、通常は、一定の集団である。一定の集団とは、民衆（自国民、敵国民、中立国民）、軍隊（自軍、敵軍、中立国軍）等である。また、その対象領域によって、直接宣伝と間接宣伝に分けることができる。前者は目標国の国内に向けて実施するものである。一方、後者はいわゆる国際宣伝で、第三国に向けて行うものである。一般に、間接宣伝は効果が大きいとされる¹⁴。

その位置付けについては、内務省出身で 1937 年 9 月から 40 年 2 月まで内閣情報部長を務めた横溝光暉が先述の思想戦講習会で講じたところによれば、「宣伝は、本来的意義に於ける思想戦に於ても、現実的意義に於ける思想戦に於ても、最も有力なる攻撃手段」であり、そのため、「宣伝戦即思想戦と見る人が世間に多い」のである¹⁵。また、「宣伝ノ原則教程草案」は、謀略が陸軍の秘密戦における攻撃面での主体であるのに対して、「武力戦及宣伝以外の秘密戦の補助行為」と宣伝を位置付けている。そして、「戦争直接目標が特定の国家国民をして我が意志に屈服せしむるにありとすれば戦争手段としての宣伝の占むる役割は極めて重要なりと謂はざるべからず」と強調している¹⁶。

2. 太平洋戦争期の日本のプロパガンダ（宣伝）機関

「宣伝ノ原則教程草案」は宣伝の機関及びそれら相互の関係のあるべき姿について、次のように述べている。

宣伝実施に方りては上級機関に於て先づ方針を確立し其の必要なる事項は関係諸機関及軍隊の末梢に至る迄之を徹底せしむるを要す而して之が実施に当る者は常に上級機関の方針に基き状況、就中敵の素質及現状を考慮し宣伝の重点、内容を定め宣伝の範囲、時期、手段、方法、効果の判定、之が利用法等を周到に計画し堅確なる信念を以て之を遂行するを要す。

即ち各種宣伝機関は上級司令部の指示せる宣伝方針を基礎とし自己の任務と立場に於て之が実施の具体的計画を立案し敵の追隨を許さざる創意と工夫とを以て果敢なる宣伝を実施せざるべからず……¹⁷。

ると、動もすれば正しい事実の認識を隠蔽し、或は歪曲し、仍て以て相手方の行動を錯覚に依て指導しようとする」というように注意を喚起している（横溝「思想戦概論（講義要項）」11 頁）。

¹³ 陸軍中野学校校友会印刷「秘密戦概論」25 頁。

¹⁴ 甲第一四二一部隊「宣伝ノ原則教程草案」第 4 章 3、11 頁。「宣伝ノ原則教程草案」は、宣伝は対象とする国によって、対自国宣伝、対敵国宣伝、対第三国宣伝に、対象とする集団によって、対軍隊宣伝、対民衆宣伝に、対象が多数か単一かによって、対民衆宣伝、対個人宣伝に分けることができるとも述べている（同上、第 4 章 11 頁）。

¹⁵ 横溝「思想戦概論（講義要項）」11 頁。

¹⁶ 甲第一四二一部隊「宣伝ノ原則教程草案」第 4 章 2、3 頁。

¹⁷ 同上、第 4 章 15-16 頁。

また、特に宣伝の一元的統制について「宣伝ノ原則教程草案」は別の個所でも、次のように述べて、その重要性を指摘している。

宣伝戦に於ける必須の要件は一貫せる統一理念に基き一元的機構の下に実施さるべきこと之なり蓋し統一なき各種雑多なる報道乃至宣伝は自国民をして徒らに迷誤と混乱に導くのみならず敵側逆宣伝の機を与へ謀略上の弱点を露呈すればなり¹⁸。

他方、「秘密戦概論」にも同じように上級機関で方針を決定し、関係諸機関等はそれを基礎として宣伝を実施すべきであることを述べているくだりがある。そこでは、宣伝を実施する機関や人は多い方がよいということもあわせて述べられている。

宣伝実施に方っては先づ宣伝方針を確立し宣伝開始前に自国内の必要なる範囲に之を徹底せしむることが肝要である。謀略宣伝実施に方り、秘密保持の関係には注意すべきであるが、宣伝の発源体（宣伝実行機関又は宣伝実行者）を一点とすることは通常不得策である。効果の発現は常に可及的速かなるのを可とするのであるから、宣伝発源体は成るべく多いのを可とする。

即ち一機関のみで宣伝することなく先づ国内所要の範囲に対し、宣伝方針、宣伝内容等を十分に普及徹底せしめ、然る後、当該関係機関の悉くを使用して対外活動を行はしめるのを可とする¹⁹。

（１）内閣

太平洋戦争期の日本には、内閣に情報局が設置されており、同局が国策遂行の見地から、外務省、内務省、陸軍省、海軍省、逓信省といった関係官庁の協力を得て、情報収集や報道と並んで「啓発宣伝」に関しても一元的に統制する機能を期待されていた²⁰。同局は、1936年7月に内閣に設置された情報委員会が翌37年9月に内閣情報部に改組、40年12月に再び改組されて情報局となった。情報委員会は「啓発宣伝」を含む情報に関する重要事務を関係官庁で連絡調整することを目的に設置された²¹。それが内閣情報部となった際に、情報、報道、宣伝に関する関係官庁の事務の連絡調整に加えて、「各庁に属せざる情報蒐集、報道及啓発宣伝の実施」の事務も担うことになり²²、39年6月には「国民精神総動員に関する

¹⁸ 同上、第4章12頁。

¹⁹ 陸軍中野学校校友会印刷「秘密戦概論」63頁。

²⁰ 例えば、「御署名原本・昭和十五年 勅令第八百四十六号 情報局官制制定内閣情報部官制廃止」

（1940年12月5日）国立公文書館蔵、JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A03022524600 を参照。情報局と関係官庁の連絡を緊密にして情報局の機能を助けるために関係官庁に情報官が置かれ、事務規定も閣議決定されている（「情報局事務規定ヲ定ム」閣令第370号〔1940年12月6日〕国立公文書館蔵、JACAR Ref. A02030168000）。

²¹ 「情報委員会ニ関スル件」内閣閣令第117号（1936年7月3日）内閣書記官長藤沼庄平発陸軍次官梅津美治郎宛（陸軍省「永存書類 昭和十一年甲第一類」防衛省防衛研究所蔵）。

²² 「御署名原本・昭和十二年 勅令第五百十九号 情報委員会官制ヲ改正シ内閣情報部官制ト改題」

一般事項」の事務も行うことになった²³。さらに、情報局となった際には、情報収集、報道、啓発宣伝に加えて、新聞その他の出版物、ラジオ放送、映画、レコード、演劇、演芸に関する指導取締の事務も行うこととされたのである²⁴。

しかし、情報局は関係官庁から派遣された職員約 150 人からなる組織（5 部 17 課）で寄合所帯的雰囲気を免れなかった。しかも、肝心の関係官庁からの協力は十分に得ることができず、一元的統制は絵に描いた餅であった。特に軍事にかかわる報道や宣伝は陸・海軍が引き続き管掌し、情報局は軍事以外の宣伝に関する事務を担当するにとどまった²⁵。なお、情報局は、太平洋戦争の開戦に際して、対外宣伝に関する陸軍案を基に関係官庁と協議して「日米英戦争ニ対スル情報宣伝方策大綱」を成文化、また、1944 年 8 月 19 日の御前会議で決定された「今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱」に基づいて「敵側思想謀略破砕方策」及び「対敵宣伝方策要綱」を策定している²⁶。

（2）陸軍・海軍

太平洋戦争中の陸・海軍中央における宣伝機関として、今日、最も記憶されているのは、大本営陸軍部及び海軍部それぞれの報道部であろう。「大本営発表」を担当した部署である。それに加えて、陸軍には参謀本部（大本営陸軍部）に情報処理、宣伝、謀略、防諜を総合的に担当する第 2 部第 8 課が存在した²⁷。海軍は大本営報道部が宣伝の企画と実施を一手に担当していたのに対し、陸軍は第 8 課が企画、報道部が実施というように役割分担がなされていた。ただし、一部の職員は第 8 課と報道部を兼務しており、企画と実施の両方を担当していた²⁸。これらの組織の中で、戦争中の南方における日本のプロパガンダ（宣伝）に最も直接的に関係したのは、陸軍の第 8 課である。後述するように、とりわけ緒戦の南方作戦における関与の度合いは深かった。加えて、第 8 課は南方向けのグラフ誌『FRONT』の発行

（1937 年 9 月 24 日）国立公文書館蔵、JACAR Ref. A03022131100。

²³ 「御署名原本・昭和十四年 勅令第四百三十三号 内閣情報部官制中改正」（1939 年 6 月 20 日）国立公文書館蔵、JACAR Ref. A03022375000。

²⁴ 「御署名原本・昭和十五年 勅令第八百四十六号 情報局官制制定内閣情報部官制廃止」。

²⁵ 恒石重嗣『心理作戦の回想—大東亜戦争秘録—』（東宣出版、1978 年）5、155 頁。陸軍では、陸軍省軍務局の一部の者に、①内地各軍、師団の報道機関の統轄に関する事項、②内閣情報局との連絡、③純軍事的事項の報道資料の作成、収集、発表及び検閲、④陸軍部内刊行物、其の他の印刷物、各種催等に関する事項、⑤軍人軍属著作規則に依る検閲事項の業務を担当させた（「情報部廃止ノ件通牒」陸密第 2687 号〔1940 年 12 月 6 日〕陸軍省副官川原直一発陸軍技術本部長岡部直三郎宛〔陸軍省「昭和十五年 来翰綴（陸密）」第 1 部、防衛省防衛研究所蔵〕）。

²⁶ 恒石『心理作戦の回想』11、284-286 頁；『戦前の情報機構要覧—情報委員会から情報局まで—』

（1964 年 3 月）国立国会図書館蔵、288-299 頁；「敵側思想謀略破砕方策及対敵宣伝方策要綱ノ策定実施ニ関スル件」最高戦争指導会議報告第 6 号（1944 年 10 月 5 日）（参謀本部第二十班〔第十五課〕『重要国策決定綴 其六 自昭和十九年八月四日至昭和二十年三月二十九日』防衛省防衛研究所蔵）。

²⁷ 藤原岩市『留魂録』（振学出版、1986 年）40 頁。もっとも、藤原の回想では、「第八課内でも宣伝（思想）戦、防諜業務は脇役的で影が薄かった」という。逆に言えば、「思想戦を軽視し、諜報、謀略に偏執していた」のである（同上、40、43 頁）。なお、同課は 1943 年 10 月の参謀本部服務規則の改正で第 2 部第 4 班となる（秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』〔東京大学出版会、1991 年〕481 頁）。

²⁸ 恒石『心理作戦の回想』5-6 頁。

も担当していた²⁹。

南方の現地においても陸軍が主役であり、海軍の影は薄かった。現地における陸軍の宣伝機関としては、南方軍に報道部が置かれたほか、第 14 軍（フィリピン）、第 15 軍（ビルマ）、第 16 軍（蘭印〔ジャワ〕）、第 25 軍（マラヤ、シンガポール、蘭印〔スマトラ〕）及びそれぞれの隷下の師団等には宣伝班／隊や宗教宣撫班／宣伝班が編成された。宣伝班／隊はそれまで中国戦線で活動していた宣撫班や報道班を拡充強化して、宣伝活動や文化工作をも積極的に実施するために企図されたものであり、作家、評論家、ジャーナリスト等の文化人を主たる構成員とする「文化部隊」であった。それは当時のドイツ軍の宣伝中隊（Propagandakompanie, PK）をモデルとしており、日本軍では初の試みであった³⁰。

一方、宗教宣撫班／宣伝班は、各地の主な宗教にあわせる形で、フィリピンにはキリスト教（カトリック及びプロテスタント）、ビルマには仏教、マラヤ及び蘭印にはイスラム教の関係者を中心的なメンバーとする班員構成がなされた。これも日本軍初の試みである³¹。ちなみに、大本営陸軍部は太平洋戦争開戦直前の 1941 年 11 月 25 日に寺内寿一南方軍総司令官に対して発出した「南方作戦ニ伴フ占領地統治要綱³²」（大陸指第 993 号別冊第 1）の中で、宗教に関して「其の七 宗教」として独立した項目を設け、「既存宗教は之を保護し信仰に基く風習は努めて尊重し民心の安定を図り我施策強化に協力せしむ」という方針を示している。

（3）外務省・大東亜省

太平洋戦争開戦後、南方に植民地を有していた国のうち米英蘭とは交戦国となったため、それらの国との外交関係は断絶したが、南方における唯一の独立国であったタイと、1940 年 9 月以来、日本軍部隊が進駐していたインドシナを領有するフランスとは外交関係が維持されていた。したがって、タイでは大使館が、仏領インドシナ（仏印）では大使府が業務を継続していた。それぞれには報道部があり、現地での宣伝に関する事務を行っていた。さらに、戦争半ばの 1943 年から翌 44 年にかけて、日本文化会館がタイのバンコク、仏印のハノイとサイゴンに開設され、情報部の宣伝に関する事務を引き継いで担当することにな

²⁹ 『FRONT』については、多川精一『戦争のグラフィズムー『FRONT』を創った人々』（平凡社、2000 年）、井上祐子『戦時グラフ雑誌の宣伝戦ー十五年戦争下の「日本」イメージ』（青弓社、2009 年）等を参照。

³⁰ 南方軍隷下の各軍に設けられた宣伝班／隊の準備と実際の活動については、それらの任務に携わった陸軍将校が戦後に著した回想記の中で詳しく述べている。例えば、藤原『留魂録』47-48 頁；桑原長『一武人の波瀾の生涯ー燃えた情熱と戦後の反省ー』第 2 版（私家版、2012 年）187-198、201、211-233 頁；恒石『心理作戦の回想』7、109-112、263-280 頁；町田敬二『ある軍人の紙碑ー剣とペンー』（芙蓉書房、1978 年）164-227 頁；町田敬二『戦う文化部隊』（原書房、1967 年）を参照。

³¹ 宗教宣撫班／宣伝班の準備と実際の活動については、恒石『心理作戦の回想』109 頁；桑原『一武人の波瀾の生涯』190、202-209、235-237 頁を参照。呼称については、ほかにも宗教班、宗教部、宗教部隊等、さまざまな呼ばれ方をされており、フィリピンを担当地域とした第 14 軍では「宗教宣撫工作部」が正式名称であった（寺田勇文「宗教宣撫政策とキリスト教会」池端雪浦編『日本占領下のフィリピン』（岩波書店、1996 年）258 頁）。

³² 「南方作戦ニ伴フ占領地統治要綱」（1941 年 11 月 25 日）（「軍命令及情勢判断書原文又ハ写提出要求ノ件回答」〔日付なし〕防衛省防衛研究所蔵）。

る。

同時に、1934年に設立された国際文化振興会（現在の国際交流基金の前身に相当）が存在し、政府からの資金援助を得て、国際文化交流事業を実施していた。振興会の活動は当初、外務省文化事業部の管轄下で行なわれていたが、40年12月に先述の情報局が設置されると同文化事業部は廃止され、振興会の監督業務は対外宣伝を管掌する情報局第3部へ移管された³³。

国際文化振興会の設立目的は、「国際間文化の交歓特に日本及び東方文化の海外宣揚を図り世界文化の進展及び人類福祉の増進に貢献する³⁴」ことであつたが、それは、独立国との二国間ベースによる事業展開が前提条件であつた。先に述べたように開戦によって南方に植民地を有していた米英蘭との外交関係が断絶、さらに、それらの地域の大半が日本軍の占領するところとなったため、振興会が活動を継続する条件を維持している地域は、南方ではタイと仏印に限定された。そのため振興会の文化事業は、南方では自ずと両地域のみで展開されることになったのである³⁵。その後、先述の日本文化会館が開設されると、それが振興会の出先機関となり、現地での業務を肩代わりするようになる³⁶。

国際文化振興会を研究した芝崎厚士は、太平洋戦争中の振興会の活動は「『下請け』的な性格が強かった」として、次のように述べている。

すなわち、国際文化振興会が主体的にかつ新規に事業を展開するというよりはむしろ、情報局や軍部と連絡をとりあつて必要な資料を準備する作業が比重を増してきたのである。そのような、軍政下なる「共栄圏」諸地域に関する活動は、あくまで限定的な、あるいは後方支援的なもの以上にはなりえなかった。具体的には、これまで作成してきた各種資料の現地語版を作成したり、新たに必要な分を補充するような作業が多くみられた。日本を頂点とする階層的秩序として観念され、主に軍が統治の権限を掌握していた「大東亜共栄圏」下では、二国間の文化事業実施を目的として創設された国際文化振興会が十分に活動することは、理念上も実質上も困難だったのである³⁷。

（４）メディア

民間あるいは半官半民のものを含めて、メディアも太平洋戦争中の南方における日本のプロパガンダ（宣伝）の一翼を担った。1936年に発足した同盟通信社は、日本軍によるシンガポール占領後、同地に南方総局を、そのほかの要地に支社や支局を置いて、ニュース情

³³ 高橋力丸「思想戦としての国際文化交流―戦前の国際文化振興会の活動を巡って―」『社会科学研究科紀要 別冊』第2号（早稲田大学大学院社会科学研究科、1998年3月）96、99、107頁。

³⁴ 芝崎厚士『近代日本と国際文化交流―国際文化振興会の創設と展開―』（有信堂、1999年）83頁。

³⁵ 同上、162頁。

³⁶ 和田敦彦「在仏印日本文化会館関係資料について」『リテラシー史研究』第11号（2018年1月）39、42、43-44頁（<https://core.ac.uk/download/pdf/286963576.pdf>）2022年11月7日アクセス。

³⁷ 芝崎『近代日本と国際文化交流』161頁。

報の収集と国内への頒布、南方各地への電信放送等を行った³⁸。

『朝日』、『東京日日』(『大阪毎日』)、『読売』等の新聞社は報道・宣伝班員等として南方各地へ記者を派遣、現地に支局を開設して、戦況や軍政下での各地の様子を伝えた。同時に、主要新聞社は現地紙の発行を主導あるいは支援した³⁹。また、各紙の担任区域が定められており、『朝日』はジャワと南ボルネオ、『東京日日』(『大阪毎日』)はフィリピンとセレベス、『読売』はビルマとセラムを担当区域とした。上記以外のマラヤ、シンガポール、スマトラ、北ボルネオは、同盟通信社を中核とする地方有力紙 13 社との提携による新聞社の担当区域とされた⁴⁰。

日本放送協会(NHK)はもとより、外地の放送局も南方に職員を派遣し、取材やラジオ放送を行った。また、対敵宣伝放送や投降の呼びかけ等、陸軍の作戦に協力することもあった⁴¹。特に NHK については、南方の占領地での放送を運営する目的で南方軍隷下の各軍軍政部の外局として設置された放送管理局に職員を派遣するようになっており、終戦までに 302 名が南方での放送業務に就いたとされる⁴²。

3. プロパガンダ(宣伝)の手段(媒体)と内容

(1) 手段(媒体)による区分

「宣伝ノ原則教程草案」によれば、プロパガンダ(宣伝)は手段によって、口頭宣伝、文

³⁸ 例えば、早瀬晋三「日本占領・勢力下の東南アジアで発行された新聞」『アジア太平洋討究』No. 27 (2016 年 10 月) 66 頁；恒石『心理作戦の回想』157-158、275 頁。

³⁹ 詳細は、早瀬「日本占領・勢力下の東南アジアで発行された新聞」64、67、69-80 頁を参照。恒石『心理作戦の回想』162、274-275 頁も参照。

⁴⁰ 「南方占領地域ニ於ケル通信社及ビ新聞社工作処理要領ニ関スル件通牒」陸軍密第 3514 号(1942 年 9 月 16 日)陸軍省副官川原直発情報局次長宛(「新聞の整理統合関係書類」〔1942 年〕防衛省防衛研究所蔵)。同通牒は、南方における日本語新聞社の「地位」について、「日本文化の進出、現地法人の啓発並土語紙外字紙の指導等に当るべきものとして其意義重大」としている。早瀬「日本占領・勢力下の東南アジアで発行された新聞」69-70 頁も参照。

⁴¹ 例えば、恒石『心理作戦の回想』158-162、254-276 頁。太平洋戦争中の南方におけるラジオ放送については、NHK の活動を中心とする次の文献が詳しい。村上聖一「『南方放送史』再考①—大東亜共栄圏構想と放送体制の整備—」(NHK 放送文化研究所、2021 年 3 月 1 日)

〈https://www.nhk.or.jp/bunken/research/history/20210301_7.html〉2022 年 8 月 31 日アクセス；村上聖一「『南方放送史』再考②—現地住民向け放送の実態—蘭印を例に—」(NHK 放送文化研究所、2021 年 4 月 1 日)〈https://www.nhk.or.jp/bunken/research/history/20210401_4.html〉2022 年 8 月 31 日アクセス；松山秀明「『南方放送史』再考③—激戦地における放送工作とその潰散—フィリピンとビルマを例に—」(NHK 放送文化研究所、2021 年 5 月 1 日)

〈https://www.nhk.or.jp/bunken/research/history/20210501_6.html〉2022 年 8 月 31 日アクセス。

⁴² 陸軍省整備局交通課「南方占領地放送暫定処理要領」(「南方占領地放送暫定処理要領ニ関スル件」陸軍密第 1778 号〔1942 年 5 月 25 日〕次官・次長発南方軍総参謀長及渡集団、林集団、治集団、灘集団、富集団、香港占領地総督部、各参謀長宛通牒〔陸軍省「昭和十七年 陸軍密大日記」第 20 号 3/3、防衛省防衛研究所蔵〕；陸軍省報道部「南方占領地放送施設建設要領」(1942 年 7 月)(「南方占領地放送施設建設要領ニ関スル件」陸軍密第 2560 号〔1942 年 7 月 17 日〕次官発通信次官、日本放送協会長宛通牒〔陸軍省「昭和十七年 陸軍密大日記」第 28 号 2/2、防衛省防衛研究所蔵〕；村上「『南方放送史』再考①」49 頁。

字宣伝、芸術宣伝、電波宣伝、事実宣伝、底流宣伝に分けられる⁴³。

口頭宣伝とは、住民大会や座談会等の集会を催して講演や対話を通じて宣伝を行うもので、宣伝の主体と客体が直に接してなされる宣伝形態である。時間と場所を共有してなされることから、内容が伝達される確実性は高く、反響や効果を実感しやすい。

文字宣伝は新聞、雑誌、ポスター、パンフレット、ビラ（伝単）、広告、壁書等の文字媒体を通じてなされるものである。そのため、効果は対象の識字率に左右されるうえに、対象が不特定多数となるため、効果の判定がむずかしい。

芸術宣伝は軍歌、歌謡、演劇、画劇（紙芝居）、映画、絵画、音楽等を通じて宣伝を行うものである。映画の字幕を例外として、識字率とは無関係であり、言語の違いによる壁も他の手段ほど高くなく、とりわけ音楽や舞踏を愛好する一般民衆向けの宣伝として効果的である。また、映画、演劇、画劇（紙芝居）等は、視覚に訴えるという点でインパクトが強い。

電波宣伝はラジオや拡声器等を通じて行う音声のみによる宣伝である。ラジオは不特定多数を対象にできる反面、聴取には受信機が必要であり、また、聴取の意志がなければ宣伝を聞いてもらえないという弱点がある。拡声器は対象の意志にかかわらず音声を耳に入れることは可能であるが、音声の届く範囲が限定される。そのため、ある程度、対象に接近する必要があるうえに、実施者の存在や位置を暴露することになるため、敵対勢力に対して行う場合は危険度が高まる⁴⁴。

事実宣伝とは、施療、物資恵与、展示等、体験を通じたり、具体例を示したりすることによって、多くの場合、宣伝実施者の文化度の高さを訴えることで対象を感化する宣伝方法である。特に病気やけがの治療、菓子類の提供等は宣伝というよりも宣撫工作の範疇に入であろうが、対象者には歓迎されやすく、一般に効果を望むことができる。

底流宣伝とは、いわゆるロコミ（口伝）に代表される宣伝で、流言（デマ）、私語、噂等のほか、落文、落書を含む⁴⁵。端緒をいかにするかが難点であり、伝えたい情報が流布し得るかどうかはケース・バイ・ケースであろうが、広まれば効果は大きい。

ちなみに、太平洋戦争期のタイにおける日本の宣伝について多くの研究成果を公表している加納寛は、同分野の近年の研究動向について記した論考において、上記の区分をさらに分けて、文字宣伝を雑誌宣伝と新聞・報道宣伝に、芸術宣伝を美術・工芸宣伝、音楽・舞踏宣伝、そして、映画宣伝に区分している。また、観光を手段の一つとして挙げている⁴⁶。

⁴³ 甲第一四二一部隊「宣伝ノ原則教程草案」第4章21頁。この区分は特に「戦場宣伝」におけるものである。

⁴⁴ 大本営陸軍部（熊本師団参謀部複製）「昭和十八年度参謀長会同ニ於ケル実務連絡事項（第八課主務事項）」（1943年8月17日）防衛省防衛研究所蔵。同文書によれば、「可搬式拡声機」の音声が届く距離は約2キロメートルで、ノモンハンやフィリピンのバターン半島等の戦線で使用し「相当の効果を収め」ているが、「放送開始するや敵の集中火を浴びることを顧慮し掩体の利用資材の分散を図るの外発動機の消煙（音）をも考慮するを要す」とされている。

⁴⁵ 流言、私語、噂等を「口頭宣伝」に、落文、落書を「文字宣伝」あるいは「文書宣伝」に区分する場合もある（甲第一四二一部隊「宣伝ノ原則教程草案」第4章11頁）。

⁴⁶ 加納寛「戦時期日本の対タイ宣伝に関する研究の現状と課題」『新世紀人文学論究』第4号（2021年3月）283-286頁。

（２）内容による区分

「宣伝ノ原則教程草案」によれば、プロパガンダ（宣伝）は内容によって、作戦宣伝、政治宣伝、経済宣伝、思想宣伝、文化宣伝に分けられる⁴⁷。

作戦宣伝とは、兵力を誇大に宣伝して敵の戦意を喪失させたり、宣伝によって自己の行動を偽騙したり、偵諜や破摧を容易にしたりするような宣伝である。そのため、作戦に緊密に調和させる必要がある。

政治宣伝は国家の理想に基づく根本思想の宣伝を基調とする。それが最も明白な形でなされるのが、国際的な思想戦においてである。敵の政治宣伝に対しては、その背景である根本思想の持つ矛盾や欠陥を痛烈に指摘、反駁し、自己が世界観の道義性を強調する必要がある。

経済宣伝においては、私経済における広告が主体となるが、国家総力戦の時代においては、対手国に自国の経済機構と生産力が充実している状況を深く認識させることが極めて肝要であり、市場獲得のために国家的広告戦を実施することが少なくなかったようである。

思想宣伝は多くの場合、政治、経済、文化の各種の宣伝に伴って行われる。例えば、平和思想や享楽思想を鼓吹、宣伝して厭戦機運をもたらしたり、自国の強大さ、戦勝等の宣伝や対手国の敗戦の事実を誇大に宣伝したりすることによって対手国民の戦意を喪失させるような宣伝である。

文化宣伝とは、教育、宗教、科学、芸術等一国の有する各種文化財を通じて国家の理想を宣布することである。「宣伝ノ原則教程草案」はこの文化宣伝について、「国家総力戦上極めて重要」であり、「自由主義的世界観の消滅と共に国際闘争手段としての文化宣伝戦が重要視せらるゝに至り新なる文化体制の確立を見るに至れり⁴⁸」と、その重要性を指摘している。

ちなみに、参謀本部（大本営陸軍部）第２部第８課で太平洋戦争の開戦前後に南方における宣伝工作を担当した桑原長は、戦後に著した回想記において、宣伝を対象によって区分したうえで、それぞれの目的等を次のように端的に述べている。

- 対敵宣伝——敵戦力の弱化破砕
- 対占領地宣伝——民心把握
- 対自国軍宣伝——正義堅操、戦意高揚、慰安
- 対国内宣伝——内戦一如
- その他（対敵国、対中立国等に対する宣伝等）⁴⁹

４ 実施の原則と要諦

最後に、プロパガンダ（宣伝）を実施する際の原則と要諦について、「宣伝ノ原則教程草

⁴⁷ 甲第一四二一部隊「宣伝ノ原則教程草案」第４章 8-11 頁。

⁴⁸ 同上、第４章 10-11 頁。

⁴⁹ 桑原『一武人の波瀾の生涯』184 頁。

案」に記されている内容を抽出、要約して述べることで、本稿の総括とする。プロパガンダ（宣伝）実施の原則として、「宣伝ノ原則教程草案」は次の6点を挙げている。

- ① 宣伝の内容は常に条理一貫していることが必要
- ② 先制は宣伝を実施する上で必須の要訣
- ③ 宣伝は重点目標に対して集中的に威力を発揮することが必要
- ④ 宣伝は独創的であることが必要
- ⑤ 宣伝は感受性に訴えることが必要
- ⑥ 宣伝は隠密性が高ければ、その分、効果も大⁵⁰

先に述べたように、宣伝の実施にあたっては、まず上級機関において方針を確立し、必要な事項を関係諸機関及び軍隊の末梢に至るまで徹底する必要がある。一方、宣伝を実施する者は、常に上級機関の方針に基づいて、とりわけ敵の素質及びその時の状況を考慮して、宣伝の重点及び内容を定め、宣伝の範囲、時期、手段、方法、効果の判定、その利用法等を周到に計画し、堅確なる信念をもって遂行する必要がある。また、各種宣伝機関は、上級司令部が指示する宣伝方針を基礎として、自己の任務と立場において実施の具体的な計画を立案し、敵の追従を許さない創意と工夫で果敢な宣伝を実施すべきである。ただし、当初の計画に拘泥して臨機の処置を誤るようなことがないように用心する必要がある⁵¹。

プロパガンダ（宣伝）の要諦については、「宣伝ノ原則教程草案」は次の3点を挙げて説いている。

- ① 宣伝の要諦は対手を感動又は説服するに在り
- ② 誠は宣伝の真髓なり
- ③ 信用は宣伝の生命なり

最初の「宣伝の要諦は対手を感動又は説服するに在り」とは、対手を自己の意志に感動、共鳴させ、対手に暗示的に示された目的を彼の目的として行為させてはじめて宣伝はその目的を達成するという意味である。感動や説服の方法には、正面から感動、理解させる方法と側面から反省、自覚させる方法の2つがあり、どちらの方法を用いるかは、目的、対象、時機による。次の「誠は宣伝の真髓なり」とは、自分が説服しようとする対手を、確固たる不動の信念で感動させるまで持続する熱意と誠意こそ、宣伝戦に勝利するための第一条件として絶対に必要なものであるという意味である。最後の「信用は宣伝の生命なり」とは、信用のない宣伝は宣伝ではないと言っても過言ではないこと、宣伝内容の選択は目的に従って決定されるべきであって、内容の真偽は関係なく、たとえ虚偽の内容であっても、対手

⁵⁰ 甲第一四二一部隊「宣伝ノ原則教程草案」第4章16-19頁。

⁵¹ 同上、第4章15-16頁。

に真実として認識させるのが宣伝の絶対要件であること、そして、宣伝の実施にあたっては、時機、内容の表現を適切にすると同時に、それに権威を与える処置に遺憾のないように期することを意味しているのである⁵²。

おわりに

1944年12月2日、第14方面軍報道部は「フィリピン陸軍の父」と称されるアルテミオ・リカルテ（Artemio Ricarte）を招いて座談会を実施している。リカルテは19世紀末のスペインに対するフィリピン革命で頭角を現し、米比戦争では革命軍の将軍として戦ったが、その後、囚われの身となり、香港への追放等を経て、第一次世界大戦中の1915年に日本へ亡命した。太平洋戦争の開戦前、リカルテは日本軍の要請でフィリピンに関する情報を提供、開戦にあわせて、郷土に戻ることになる。日本軍とともにルソン島北部の西岸に上陸したリカルテは、陸軍の宣撫工作に協力しながら1942年1月6日、マニラに至った⁵³。

リカルテはその後しばらくマニラに滞在していたが、7月に入って、ルソン島北西部で活動していた第14軍報道部の宣伝隊（当時、第65旅団に配属。隊長は人見潤介）に合流して、陸軍の宣伝活動への協力を再開した。リカルテの役どころは民衆大会における弁士であり、7月10日にディングラスの町役場前で開催された民衆大会では、集まった約700人を前に、「新比島の進むべき道」と題する講演を行っている。日本側の記録によれば、『『リカルテ』将軍の熱弁は迷夢より覚めざる当地民衆に多大の感銘を与へ特に老骨に鞭打つて新比島のため叫ぶ老将軍の悲壮なる姿は民衆に多大の感銘を与へたるものの如し⁵⁴』であった。この民衆大会に続いて、リカルテは翌々日の12日から26日までの2週間で、実に20カ所を巡って民衆大会に参加するという計画が立てられており、それを記した予定表が残されている⁵⁵。

そのリカルテが、開戦から3年が経過し、民衆大会で熱弁をふるった当時とは逆に劣勢に立たされている日本軍が企画した座談会で、何を語ったのであろうか。特に日本側がフィリピンで行っている宣伝活動について、どのような思いを抱いていたのであろうか。質問者の「我々は文章或ひはポスター等によって対比宣伝を行つているが、民衆に一体どの程度まで影響を与えているでせうか」という問いに対して、リカルテは次のように答えている。

軍の文化工作によるパンフレット、新聞、伝単等を見ている者は僅か一割位で後の九割は全然何も知らない状態である。これか対策としては、以前人見大尉殿が宣伝隊を編成し、各地を宣伝して廻つておられた様に、直接民衆に接して宣伝する、而も之を間断なく続行

⁵² 同上、第4章4・5頁。

⁵³ 池端雪浦「フィリピンにおける日本軍政の一考察ーリカルテ将軍の役割をめぐるー」『アジア研究』第22巻第2号（1975年7月）42・46頁。

⁵⁴ 中野聡編集・解説『第十四軍宣伝班 宣伝工作史料集 第一巻ー人見宣伝隊工作記録ー』南方軍政関係史料⑬（龍溪書舎、1996年）350・351頁。

⁵⁵ 同上、354・355頁。

する事が大切だと思ふ。この方法が一番民衆に対して直接の大きな影響を与へると思ふ。
人より人へ直接意志を伝へると云ふ事が、特に現在の比島人に対しては大切である⁵⁶。

先にプロパガンダ（宣伝）を実施する際の要諦について北支那方面軍北支那特別警備隊司令部教育隊（甲第一四二一部隊）が作成した「宣伝ノ原則教程草案」に記されている内容を抽出、要約して述べたが、リカルテの言葉を検討するために、それをあらためて記す。「宣伝ノ原則教程草案」がプロパガンダ（宣伝）実施の要諦として挙げているのは、次の3点である。

- ① 宣伝の要諦は対手を感動又は説服するに在り
- ② 誠は宣伝の真髓なり
- ③ 信用は宣伝の生命なり

リカルテの熱弁や姿が「民衆に多大の感銘を与へた」というのは日本側の記録であるが、リカルテ自身もそうした手応えを得たのではなかろうか。だからこそ、1866年生まれで当時75歳であったリカルテが、2週間で20ヵ所を巡って民衆大会に参加して講演を行うという強行軍に「老骨に鞭打つて」臨んだのではなかったか。また、プロパガンダ（宣伝）実施の要諦に照らして言えば、リカルテは、それを「直接民衆に接して宣伝する」ことによって「対手を感動」させ、「間断なく続行する事」によって「説服する」絶好の機会と捉えたのかもしれない。いずれにしても、それが「一番民衆に対して直接の大きな影響を与へる」方法と認識していたと思われる。

さらに、「パンフレット、新聞、伝単等」と異なり、民衆大会において「直接民衆に接して宣伝する」という形式は、「人より人へ直接意志を伝へる」手段として格好のものと考えられるのはもちろん、「意志」だけでなく、誠意も伝わりやすい。加えて、信用も生まれやすい。そこでは、「間断なく続行」、すなわち反復して宣伝することも重要になる。

このように、リカルテが自らの経験を踏まえて宣伝活動への思いを吐露した言葉には、プロパガンダ（宣伝）実施の要諦が含意されており、プロパガンダ（宣伝）を実施するに際して常に念頭に置いておくべき教訓そのものであると言えよう。

⁵⁶ 尚武集団報道部「リカルテ將軍を囲む座談会」宣伝参考資料其ノ三（1944年12月8日）（南方軍報道部「対比宣伝情報 昭和一九、八、上～一九、九上旬号」防衛省防衛研究所蔵）。下線は、縦書きである原史料では傍線が引かれているところ。